(その1)

収　支　報　告　書

会計	繰越	検算	転記		
㋐	㋐	㋑	㋒ ㋓ ㋔	a	a

a

※該当箇所に［レ］すること。

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（２都道府県以上）

（ふりがな）　にじゅういっせいきせいさくけんきゅうかい

1　政治団体の名称　２１世紀政策研究会

2　主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町２－１－２
衆議院第二議員会館１２２０号室

3　代表者の氏名　細田　健一

4　会計責任者の氏名　細田　眞司

5　平成　２９　年分

団体コード	1 2 6 0 0 2 9 9 2 0 0 1 1 0
前年繰越額	6，４０８，８０９ 円

事務担当者の氏名　山田 孝枝

電話番号　03-3508-7278

資金管理団体の指定の有無
［レ］有　［　］無
公職の種類　衆議院議員　(現)・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名　細田　健一

国会議員関係政治団体の区分
［レ］政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
［レ］政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　細田　健一
公職の種類　衆議院議員　(現)・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付
30.4.19
収支公開室
第　号

3024 号
30.4.11
東京都選挙管理委員会
事務局

受付	審査	確認	消込
		1280	

104170

（その２）

収 支 の 状 況

１　収支の総括表

収入総額・・・・・・・・・・Ａ＝Ｂ＋Ｃ	10,808,840
（前年からの繰越額）・・Ｂ＝前年の収支報告書のＥと一致	6,408,809
（本年の収入額）・・・・Ｃ＝様式（その２）～（その６）の合計と一致	4,400,031
支出総額・・・・・・・・・・Ｄ＝様式（その13）の合計と一致	10,216,105
翌年への繰越額・・・・・・Ｅ＝Ａ－Ｄ	592,735

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費	
金　　額	
員　　数（党費又は会費を納入した人の数）	

（２）寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　　考
(ｱ) 個人からの寄附	1,400,000	様式（その７）と一致する
(うち特定寄附)	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	様式（その７）と一致する
(ｳ) 政治団体からの寄附	3,000,000	様式（その７）と一致する
小　　計　(ｱ)＋(ｲ)＋(ｳ)	4,400,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	様式（その８）と一致する
イ　政党匿名寄附	0	様式（その９）と一致する
合　　計　（ア＋イ）	4,400,000	

（注）上記(２)寄附の欄に数字が入る場合には、必ず（その７）を添付してください。

(その６)

（６） その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
１件10万円未満のもの	31	
合　　計	31	

（注）１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。

(その７)

（７） 寄 附 の 内 訳						寄附者の区分	個　　人	
寄 附 者 の 氏 名 （団体にあっては、その名称）	金　　額	年	月	日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備 考	
牧野容子	100,000	29	5	25	東京都港区三田5-7-8-906	税理士		
牧野礼子	300,000	29	9	28	東京都港区三田5-7-8-906	無職		
橋元恭士	1,000,000	29	10	2	名古屋市千種区高見2-8-36 ｾﾝﾄﾗﾙｶﾞｰﾃﾞﾝﾚｼﾞﾃﾞﾝｽB-1302	会社役員		
この頁の小計	1,400,000							
その他の寄附	0							
合　　計	1,400,000							

(注1) 同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載してください。

(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、「個人」「法人その他の団体」又は「政治団体」の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その７)

（７） 寄 附 の 内 訳						寄附者の区分	政治団体	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金　　額	年	月	日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備 考	
清和政策研究会	500,000	29	6	7	東京都千代田区平河町2-7-1塩崎ビル	畠山三男		
〃	2,000,000	29	9	27	〃	〃		
〃	500,000	29	12	6	〃	〃		
この頁の小計	3,000,000							
その他の寄附	0							
合　　計	3,000,000							

(注1) 同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載してください。

(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、「個人」「法人その他の団体」又は「政治団体」の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項　　目	金　　額	備　　考
1　経常経費		
(1)　人件費	0	
(2)　光熱水費	0	
(3)　備品・消耗品費	407,993	
(4)　事務所費	200,224	
小　　計	608,217	経常経費(1)～(4)の計
2　政治活動費		
(1)　組織活動費	598,340	
(2)　選挙関係費	0	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費	0	ア＋イ＋ウ＋エの計
ア　機関紙誌の発行事業費	0	
イ　宣伝事業費	0	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0	
エ　その他の事業費	0	
(4)　調査研究費	5,660	
(5)　寄附・交付金	9,003,888	
(6)　その他の経費	0	
小　　計	9,607,888	政治活動費(1)～(6)の計
合　　計	10,216,105	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			備品・消耗品費		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ガソリン代他	10,821	29	4	17	ﾄﾖﾀﾌｧｲﾅﾝｽ株式会社	名古屋市西区牛島町6番1号	
名刺代	24,300	29	6	29	株式会社サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
飲料代	16,740	29	7	10	エームサービス株式会社	東京都港区赤坂2-23-1	
ガソリン代他	15,590	29	7	18	ﾄﾖﾀﾌｧｲﾅﾝｽ株式会社	名古屋市西区牛島町6番1号	
名刺代	190,836	29	9	26	株式会社サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
飲料代	15,120	29	12	1	エームサービス株式会社	東京都港区赤坂2-23-1	
ストーブ他	60,339	29	12	9	株式会社ビックカメラ	東京都豊島区高田３丁目２３−２３	
ガソリン代他	12,803	29	12	18	ﾄﾖﾀﾌｧｲﾅﾝｽ株式会社	名古屋市西区牛島町6番1号	
この頁の小計	346,549						
その他の支出	61,444						
合計	407,993						

（注１） 資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			事務所費(賃貸損料)		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
ｺﾋﾟｰ機再ﾘｰｽ料	24,624	29	2	27	日立ｷｬﾋﾟﾀﾙNBL株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号西新橋ｽｸｴｱ	
この頁の小計	24,624						
その他の支出	45,048						
合計	69,672						

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			事務所費(通信費)		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
宅配代	10,692	29	3	1	ヤマト運輸株式会社	東京都中央区銀座2-16-10	
切手代	10,660	29	6	8	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
宅配代	21,040	29	12	27	ヤマト運輸株式会社	東京都中央区銀座2-16-10	
この頁の小計	42,392						
その他の支出	61,972						
合計	104,364						

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分				事務所費(雑費)	
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0						
その他の支出	1,188						
合計	1,188						

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分			事務所費(その他)		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
政治資金監査料	25,000	29	4	4	奥倉衛治	東京都台東区台東2丁目26番8号	
この頁の小計	25,000						
その他の支出	0						
合計	25,000						

（注１）資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２）国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 （ 旅費交通費 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
JR乗車券代	10,570	29 3 17	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木2-2-2	
〃	58,620	29 6 2	株式会社JTB首都圏国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1	
〃	115,260	29 7 28	〃	〃	
航空券代	62,380	29 9 12	〃	〃	
JR乗車券代	23,040	29 11 16	〃	〃	
JR乗車券代	15,630	29 11 24	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木2-2-2	
この頁の小計	285,500				
その他の支出	312,840				
合計	598,340				

（注１） ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	調査研究費 （ 書籍代 ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	5,660				
合計	5,660				

（注１） ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			寄附・交付金 （ 寄附金 ）		
支出の目的	金額	年月日			支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
寄附	2,000,000	29	3	7	自由民主党新潟県第二選挙区支部	新潟県柏崎市田塚1丁目1番28号	
〃	1,000,000	29	5	29	〃	〃	
〃	2,000,000	29	9	6	〃	〃	
〃	2,000,000	29	9	8	〃	〃	
〃	1,000,000	29	12	18	〃	〃	
〃	1,000,000	29	12	19	〃	〃	
この頁の小計	9,000,000						
その他の支出	3,888						
合計	9,003,888						

（注１） ５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

（注３） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無についてチェックしてください。
（注）有にチェックした場合は、項目別区分ごとに(その18)が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　30　年　4　月　10　日

政治団体の名称　　21世紀政策研究会

会計責任者の氏名　　細田　眞司　㊞

代表者の氏名（解散時のみ記入）

㊞

（注）氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署してください。

政治資金監査報告書

平成３０年４月６日

２１世紀政策研究会
代表　細田　健一　殿

登録政治資金監査人　奥倉 衛治
登　録　番　号　第　４０６３　号
研修修了年月日　平成２３年１２月１３日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、２１世紀政策研究会の平成２９年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、２１世紀政策研究会において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

２１世紀政策研究会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上